

ご存知ですか

65 歳以上の障害者控除対象者認定

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、所得税や市県民税の障害者控除を受けるための制度です。

「障害者控除対象者認定」を受けることによって、所得税や市県民税の申告をすれば、本人又はその扶養者が、障害者控除を受けることができます。

◆ 税法上の障害者または特別障害者に該当するかどうかについてはその年の12月31日の現況によって判定します。

◆ 「障害者控除対象者認定」は下記要件のいずれかに該当するかどうかで判定します。

障害者 知的障害者（軽度・中度）又は身体障害者（3～6級）と同程度

特別障害者 知的障害者（重度）又は身体障害者（1・2級）と同程度

もしくは6か月以上寝たきり

※認知症や寝たきりの方が対象になります。

（注）介護保険の認定をもっていない方については、原則認定書を交付できません。6か月以上寝たきりの状態にある方については医師の証明書により認定書を交付できることがあるので、長寿福祉課までご相談下さい。

なお、確定申告等をする必要がない人、すでに障害者手帳等の交付を受けている人は、申請の必要はありません。

申請および問合せ先	長寿福祉課 ☎077-528-2741
税の申告および問合せ先	大津税務署 ☎077-524-1111（所得税）
	市民税課 ☎077-528-2721（市県民税）